

社会保険ひろしま

第924号

- 【ご案内】 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります
- 【ご案内】 従業員が65歳に到達したときの被扶養配偶者(第3号被保険者)の手続き
- 【ご案内】 年金相談で「多言語通訳サービス」がご利用いただけます
- 【ご案内】 年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です
- 協会けんぽ2024(令和6)年度決算(見込み)のお知らせ
- マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を送付します
- 事業所の健診担当者様へお知らせ



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和7年6月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,008	61,060
船舶所有者数		246	322
被保険者数	男性	512,708人	382,240人
	女性	356,309人	273,747人
	船員	3,096人	3,373人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定における年間収入要件が変わります

令和7年度税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の方への特定扶養控除の要件の見直しおよび特定親族特別控除の創設が行われたところです。これを踏まえ、**被扶養者としての届出にかかる者（以下「認定対象者」という。）が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件の取り扱いが変わります。**

認定対象者の収入要件

認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満（※）である場合は、現行の「年間収入130万円未満」が「**年間収入150万円未満**」に変わります。

なお、この「年間収入要件」以外の要件に変更はありません。

<現行>

年間収入130万円未満（60歳以上または障害者の場合は、年間収入180万円未満）および

- ・同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

※ 扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判定する予定です。

上記取り扱いは、扶養認定日が令和7年10月1日の方が対象となる予定のため、詳細は裏面下部左のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

ご案内 従業員が65歳に到達したときの被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き

65歳に到達した従業員（厚生年金保険の被保険者）に、60歳未満の被扶養配偶者（第3号被保険者）がいる場合、被扶養配偶者は、第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの手続きをご自身で行ったうえで、国民年金保険料を納める必要があります。ただし、従業員が老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合、被扶養配偶者の第3号被保険者の資格は継続しますので、切り替えは不要です。

第3号被保険者から第1号被保険者への切り替えの手続きは、お住まいの市区町村役場の国民年金担当窓口またはお近くの年金事務所で行うことができます。なお、マイナポータルからの電子申請も可能です。

65歳に到達する従業員に対して、上記のとおり制度・手続きの周知をお願いします。

<参考>従業員が65歳に到達した時点の受給資格に応じて、60歳未満の被扶養配偶者が行う手続き

従業員（厚生年金保険の被保険者）の受給資格	被扶養配偶者（第3号被保険者）の手続き
老齢基礎年金の受給資格を満たしている	お住まいの市区町村役場の窓口またはお近くの年金事務所へ、第1号被保険者への切り替えの手続きを行ってください。
老齢基礎年金の受給資格を満たしていない	手続き不要（第3号被保険者の資格は継続）

ご案内 年金相談で「多言語通訳サービス」がご利用いただけます

外国人のお客様が年金事務所の窓口や、ねんきんダイヤル・ねんきん加入者ダイヤル等の電話で年金相談をする際は、通訳オペレーターを介した電話による多言語通訳サービスが利用できます。外国人の従業員の皆さまが、母国語で年金相談をしたい場合に利用できます。

<利用できる言語>

英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・ベトナム語・インドネシア語・タイ語・ネパール語・ミャンマー語

<利用できる時間>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
英語 ^{※1}	8:30～ 19:00 ^{※3}	8:30～17:15				(第2土曜日 のみ) 9:30～ 16:00
英語以外 ^{※2}	8:30～17:15				利用できません	

※1：第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※2：土・日・祝日、12/29～1/3は利用できません。

※3：月曜日が祝日の場合、週の第1営業日は19:00まで利用できます。

ご案内 年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約を利用すると以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、曜日に関係なく予約できます。
 - 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、予約忘れを防止できます。
 - もし予定が入ってしまった場合も、インターネットからスムーズに変更やキャンセルができます。
- 詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

予約専用サイトへのアクセス方法

■翌々開所日から予約ができます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談 検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の
受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00～23:30

※ システムメンテナンスによる
停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/toku/setsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

https://x.com/Nenkin_Kikou





協会けんぽ

広島支部からのお知らせ

2025年
8月

加入者の皆様へお知らせいたしますようお願いいたします

協会けんぽ 2024 (令和6) 年度決算 (見込み) のお知らせ

2024年度の決算 (見込み) の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止 (2024年3月末廃止) 等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2024年度決算 (見込み) | 医療分 (単位: 億円)

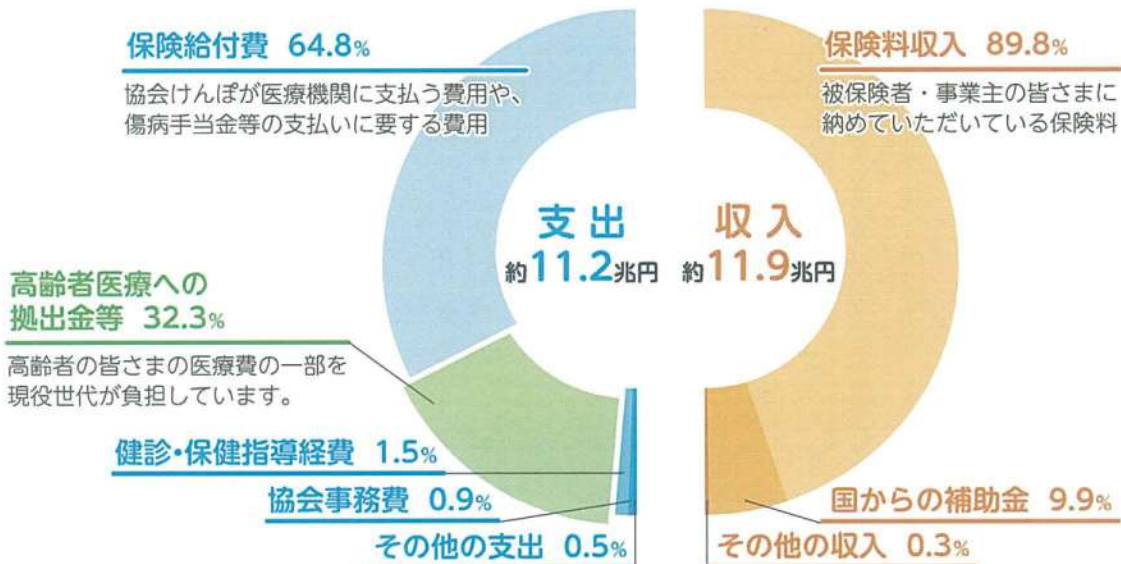
収 入	保険料収入	106,490 (+3,492)
	国庫補助等	11,690 (▲1,184)
	その他	346 (+113)
	計	118,525 (+2,421)

支 出	保険給付費	72,552 (+1,040)
	拠出金等	36,195 (▲1,030)
	その他	3,193 (+487)
	計	111,939 (+497)

単年度収支差	6,586 (+1,923)
--------	----------------

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

- A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、
- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
 - 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
 - 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025 (2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書を送付します



令和7年12月2日から現在の健康保険証が使用できなくなるため、資格確認書をマイナ保険証をお持ちでない方^(※)に送付します。

送付対象者	令和6年11月29日までに資格取得し、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない加入者様 <small>※対象者がいる事業所様には「対象者一覧表」を令和7年7月下旬に発送しています。</small>
送付時期	令和7年7月下旬～令和7年10月下旬 <small>※広島支部の加入者様は令和7年10月予定</small>
送付方法	被保険者様の住所に特定記録郵便で送付（被扶養者様の資格確認書も同封） <small>※5名以上の場合には複数の封筒で送付します。</small>

※マイナ保険証をお持ちでない方とは

- マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- 健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

被保険者様の住所に送付後、宛所不明等の理由により不着となった場合は、事業所様へ再度送付します。事業所のご担当者様は速やかな配付にご協力をお願いいたします。

Q&A

Q1 なぜ家族全員分の資格確認書がないのか？

A1 資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。

Q2 既に資格確認書を持っているが、新たに届いた。どちらを使えばいいのか？

A2 資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものは同封の返信用封筒でご返却をお願いします。

Q3 今持っている健康保険証はどうしたらよいのか？

A3 お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降は使用できなくなるため、ご自身で破棄してください。なお、令和7年12月1日までに退職等で健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。

Q4 資格確認書が届いた時点で健康保険の資格を喪失している場合はどうしたらよいのか？

A4 同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

『使ってみよう!マイナ保険証』

健康保険証とマイナンバーカードの一体化(マイナ保険証)に関する説明動画

YouTube



協会けんぽマイナンバー専用ダイヤルをご利用ください

☎0570-015-369

(ナビダイヤル[※])

平日 8時30分～17時15分
(土日・祝日・年末年始を除く)

※ナビダイヤルの通話料金は発信者の負担となります(通話料定額プランの適用対象外です)。

コールセンター対応外国語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ビルマ語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、マレー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語、ウルドゥー語

事業所の健診担当者様へお知らせ

35～74歳の被保険者(ご本人)様は

生活習慣病予防健診!

協会けんぽでは健診費用の約7割を補助しています!

補助適用前

最高18,865円

約7割補助

補助後自己負担額

最高5,282円

3種のがん検査も含んでこの価格!
(胃・肺・大腸)



※プラス料金で子宮頸がん検診(+970円)や乳がん検診(+1,013円～)も受けられます

従業員(被保険者)様に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付します

生活習慣病予防健診を利用されていない方、当支部に事業者健診結果データが提供されていない方については、従業員(被保険者)様個人のご自宅宛に、生活習慣病予防健診の受診案内文書を送付する場合がありますのでご了承ください。(8月から順次発送予定)

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年8月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部

協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)

平日のみ 8:30～17:15

※おかけ間違いにご注意ください



今月のTOPICS

協会けんぽ広島支部は令和7年9月16日(火)に移転します

新住所 〒732-8512

広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

電話番号 082-568-1011(代表) ※電話番号の変更はありません。

最寄り駅 JR各線「広島駅」

現住所での業務は

令和7年9月12日(金)までとなります。

詳細はこちら

